

# 防災・減災対策特別委員会

## I 特別委員会の設置

防災・減災対策特別委員会は、平成30年4月臨時県議会において、防災・減災対策に関する所要の調査活動を行うことを目的として設置されたものです。

## II 調査活動の概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、本県では、南海トラフ巨大地震から県民を守るための様々な計画が策定され、国及び市町村と連携しながら、各施策が実行されています。

そのような中、政府地震調査研究推進本部によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの大地震が発生する確率は70%程度とされていましたが、平成30年2月には、発生確率が70～80%に引き上げられ、切迫性が高まっています。

また、近年では、平成29年7月の九州北部豪雨や、新燃岳の爆発的噴火といった自然災害が発生し、ハードとソフトの両面から総合的に防災・減災対策を展開することが肝要で、そのためには防災・減災に関わる人材の育成も急務となっています。

宮崎県議会では、これまでも平成23年度及び平成25年度に防災・減災対策に係る特別委員会を設置し、県当局に対して提言するとともに、本県の防災・減災施策を推進してきたところでもあります。

このような認識の下、当委員会では、①南海トラフ巨大地震に関する事、②大規模自然災害に関する事、③防災・減災に関わる人材の育成に関する事の3つを調査事項として決定し、所要の調査活動を行ってきました。

調査に当たっては、関係部局に調査事項に関する現状や課題、施策等について説明を求めるとともに、県内外での調査や関係団体との意見交換を実施するなど、様々な委員会活動を積極的に行ってきました。

県内調査では、市町村や関係機関等を訪問し、調査事項に関連する取組や課題等についてお話を伺い、現状把握等に努めたところです。

さらに、県外調査では、南海トラフ地震対策に先進的に取り組む「和歌山県」、防災の日常化を目指して防災対策に取り組む「三重県」、防災遺産を活用した防災意識の高揚に取り組む「和歌山県広川町」、沿岸域における防潮堤整備事業等に取り組む「静岡県浜松市」、最後に、水循環シミュレーションシステムを活用した水資源対策に取り組む「株式会社地圏環境テクノロジー」を訪問し、調査を行いました。

これらの活動経過については資料のとおりですが、ここで総括して報告します。

# 1 南海トラフ巨大地震について

## (1) 南海トラフ巨大地震の概要について

### ① 南海トラフ巨大地震の被害想定

国は、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震を踏まえ、南海トラフで考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ内全体でマグニチュード9クラスの地震が発生した場合の震度分布や津波高、各種被害の想定を、平成24年8月に一次報告、翌25年3月に二次報告という形で公表しました。

本県では、国が公表した被害想定を踏まえ、県内の現況を可能な限り反映させ、地震・津波に関するより詳細な予測を行うとともに、それらに起因する各種被害の想定を防災対策の基礎資料として取りまとめ、平成25年10月に公表しています。

それによると、本県で南海トラフ巨大地震が発生した場合、津波高の最大値は17m、平均値は12mで、浸水面積は県全体で計14,280haであり、津波の到達時間の最短値は14分とされています。また、季節や時間帯を異にして、地震が発生した場合の被害想定が考えられており、冬の深夜に発生したケースにおいて、人的被害が最大となることが想定されています。そのケースでは、人的被害として、県内で死者が約3万5,000千人、負傷者が約2万4,000人に上るとされ、建物被害においても全壊・焼失が約8万7,000棟、半壊が約12万4,000棟にもなると想定されています。また、避難者も、発災後1か月後でも約38万人が、また高齢者や障がい者等の災害時要援護者も約3万人発生するものと想定されています。

### ② 南海トラフ巨大地震への施策体系の概要

#### ア 南海トラフ地震に係る施策体系等

東日本大震災が発生した平成23年に、国において、「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」が示されました。この指針は、最大クラスの地震が発生した場合でも、「何としても人命を守る」、「災害に上限はない」という考えの下、ハード、ソフトの施策を組み合わせることで減災を目指すものです。

この指針に基づき、県では、平成24年度に津波浸水想定を、平成25年度に地震の想定や被害想定の設定を行い、沿岸市町では、県の浸水想定に基づき、津波ハザードマップの作成や津波避難ビルの指定を進めてきました。

さらに国において、平成25年には、最大クラスの南海トラフ地震津波による国全体の防災対策の推進を図るため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特別措置法」という。）」が制定されました。

南海トラフ特別措置法に基づき、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が発生するおそれがあり、地震防災対策を推進する必要がある地域を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定し、その推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合、特に著しい津波災害が発生するおそれがあり、津波避難対策を特別に強化すべき地域を「津波避難対策特別強化地域」として指定を行っています。

## イ 県内の南海トラフ対策地域指定状況

南海トラフ特別措置法において、本県では、全26市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域に、また、沿岸10市町が津波避難対策特別強化地域として指定されています。

## ウ 指定地域における取組計画

南海トラフ特別措置法において、地震防災対策推進地域や津波避難対策特別強化地域に指定された地域の防災対策を推進するため、国は、国や県、市町村等の各防災機関等が取り組むべき防災対応に係る計画として4つの計画を示しています。

このうち特に、「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、市町村も作成することとされ、これにより防災対策が推進されることになっています。この計画には、建築物の耐震化や避難場所、避難経路等の整備すべき施設等に関する事項、津波からの防護や住民の円滑な避難、迅速な救助に関する事項、関係機関との協力体制、防災訓練、防災教育、啓発に関する事項などが定められ、これに基づき地震防災対策が推進されることとなります。

県においては、国の計画に基づき宮崎県地域防災計画の「震災対策編」を再編した「地震災害対策編」・「津波災害対策編」に、最大クラスの南海トラフ地震及び津波に対する防災対応等の基本的な考え方を規定しています。

また、市町村においては、国や県に合わせて、「市町村地域防災計画」を策定することになっています。

## エ 計画に基づく個別対策

県では、「宮崎県地域防災計画」に基づき、さらに個別対策を策定していますが、このうち「新・宮崎県地震減災計画」は、宮崎県地域防災計画の具体的な対策の計画として位置づけられており、減災目標等を掲げています。

同計画は、南海トラフにおける最大クラスの地震・津波による被害を軽減することを目的として作成された計画で、県民等の自助、自治会などの地域の共助、行政等による公助の取組に分けて整理し、実施期間を短期、中期、長期に分けて整理をしています。

また、減災目標を定めており、人的被害を3万5,000人から8,600人に軽減することとしているほか、各種対策の取組により、さらに被害を軽減していくことを目標としています。

このほか、「津波避難計画策定指針」は、国が示した内容をもとに、沿岸市町が最大クラスの津波に対応するための津波避難計画を策定するため、県が沿岸市町に示した指針です。同指針の内容は、避難対象地域や緊急避難場所の指定、避難誘導等に従事する者の安全確保、津波情報の収集伝達、避難の指示・勧告の発令、避難訓練などで、県の指針に基づいた津波避難計画は、沿岸10市町では策定済みとなっています。

## (2) 南海トラフ巨大地震への対策について

### ① 県の取組

#### ア 津波避難タワー等の整備

津波による犠牲者を減らすためには、大地震発生時に一刻も早く「逃げる」ことが最も重要であり、そのため、安全な避難場所の確保は非常に重要です。県では、宮崎県津波浸水想定を踏まえ、沿岸市町が実施する津波避難タワーの整備や津波避難ビルの指定、高台などを活用した安全な避難場所の確保及び一時的な避難場所や避難経路について整備を促進しています。

沿岸10市町では、県の減災力強化推進事業を活用し、平成30年3月末までに、津波避難タワーなどの避難施設を15基（県整備分を含む）、避難場所を53か所、避難経路を91か所整備するとともに、津波避難ビルを655か所指定しています。

#### イ 建築物の耐震化

県では、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された木造住宅や不特定多数が利用する大規模な民間建築物に対して、耐震診断や耐震改修工事への補助を実施しています。また、事業者向けの講習会の開催や、耐震診断済みの住宅への戸別訪問等により、建築物の耐震化を促進しています。

耐震診断件数は、平成28年度が377件、平成29年度が95件と減少傾向となっており、耐震改修工事の補助については、平成28年度が75件、29年度が64件となっています。県では、耐震診断や補助制度の周知により、住宅等の耐震化を推進することとしています。

学校施設の耐震化率を見ると、平成30年4月1日現在で、公立小中学校は99.8%、県立学校は100%、私立学校は85.2%となっており、私立学校については、耐震化が遅れている学校もあり、今後も耐震化を進める必要があります。

県内福祉施設の耐震化率を見ると、平成29年3月末現在で、高齢者施設は99.0%、障がい福祉施設は95.2%、児童福祉施設等は85.3%、救護施設は50.0%となっており、県では、国の補助事業等を活用し、引き続き耐震化を促進することとしています。

#### ウ 道路・港湾施設等の整備

大地震発災後、東九州自動車道及び九州中央自動車道は、避難、救助・救急搬送、救援物資輸送において「命の道」となるため、県では、高速道路のミッシングリンクの早期解消に取り組んでいます。また、地域高規格道路や高速道路へのアクセス道路等の整備、幹線道路の無電柱化等により、緊急輸送道路等の整備を進めるとともに、道路利用者等の避難対策として、県管理の沿岸道路における標高表示板の設置や、津波浸水想定エリアの境界付近への津波情報表示板の設置に取り組んでいます。

港湾施設は、発災後、緊急物資等の海上輸送拠点としての役割が期待され、県はその機能を確保するため、耐震強化岸壁や防波堤の整備を進めるとともに、港湾利用者の避難対策として、避難高台等の津波避難施設の整備や港湾BCPに基づく訓練を実施しています。

当委員会では、油津港湾事務所を訪問し、重要港湾の1つである油津港における南海トラフ巨大地震への対策について調査を行いました。

南海トラフ巨大地震が発生した場合、油津港の津波浸水想定は、最大浸水深が5～10m、浸水開始時間が15～20分と推計されています。同事務所では、発災後、県南地域における緊急物資の海上輸送拠点としての機能を確保するため、油津港の耐震強化岸壁の整備を推進することとしています。また、油津港港湾BCPでは、被災後の物流対策としての港湾機能復旧計画や関係機関との役割分担を定めており、発災後4週間を目途に、平時における5割程度の物流量に対応できる体制を整備することを目標としています。

油津港港湾BCPについて、委員から、「港湾BCPの実効性を高めるため、今一番足りていないものは何か、どのように克服しようとしているのか。」との質疑があり、調査先から、「港湾BCPをうまく進めるには、早期に岸壁の耐震化を図ることが必要である。また、関係機関と連携しながら、啓開作業をいかにスムーズに進められるかである。」との回答がありました。同事務所では、既設の東地区第10岸壁の耐震改良に取り組んでおり、また、避難訓練等を実施する中で、随時、油津港港湾BCPの見直しを行い、港湾BCPの実効性を高めることとしています。

## ② 県内自治体の取組

### ア 延岡市の取組

調査で伺った延岡市は、南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大津波高14m、最短津波到達時間17分、浸水被害想定面積3,140haと想定され、それに伴う死者は8,400人、負傷者は3,800人、家屋被害は全壊半壊合わせて41,000棟と、甚大な被害が想定されています。

延岡市では、緊急避難場所として、平成30年7月現在、民間ビル202か所、高台209か所、避難施設3か所を指定していますが、津波到達時間以内に避難できる指定緊急避難場所がない地域があり、その地域を特定津波避難困難地域（以下「避難困難地域」という。）として指定しています。避難困難地域は7地区で、そのうち6地区は避難タワーの建設等により、避難困難地域が解消がされています。なお、平成31年度から複合型津波避難施設の建設に着手する予定であり、完成すれば全ての避難困難地域が解消される見込みです。

また、東日本大震災以降、地域の方から、津波避難路の整備について要望があり、延岡市では、協働・共汗津波避難路整備事業により、平成30年7月までに、要望があった70路線のうち66路線の避難路整備が完了したとのこと。この事業は、地域において自主的に整備を行う避難路整備に係る費用等を補助するものであり、地域の方々と一緒に取り組む事業です。

このことについて、委員から、「避難路の整備について、協働で行うという発想は面白いと思う。規格はある程度示すのか。」との質問があり、調査先から、「地区で使う避難路として、市道でも農道でもない、例えば裏山の路面整備等に対して、補助金を出したり、材料費を出して地元で作ってもらう事業である。市が一律に作っても、住民が逃げなかったら意味がないので、特段の規格は定めていない。住民が避難訓練などを通じて、道幅や

傾斜に整備が必要と感じた箇所を協議しながら一緒になって作っていく。自分たちで作った道で年1回でも訓練を行い話し合いをすることが防災訓練の一環になっていると感じている。」と回答がありました。

## イ 日向市の取組

調査で伺った日向市は、南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大津波高15m、最短津波到達時間17分、浸水被害想定面積2,130haと想定され、それに伴う死者は15,000人、負傷者は3,300人、家屋被害は全壊半壊合わせて23,000棟と、甚大な被害が想定されています。

この被害想定について、委員から、「平成25年度に県が公表した被害想定では、日向市は圧倒的に大きな被害想定が出された。市民の受け止めはどうだったのか。」との質問があり、調査先から、「住民も大変ショックを持って受け止めた。地区によっては、危機感を持って自主的にハザードマップを作るなどの動きもあった。年々、地域における防災訓練や防災講話の実施回数は増えてきている。今、一番懸念しているのは、忘れるという意味の忘災が一番怖いと思っている。」との回答がありました。

日向市では、犠牲者を限りなくゼロにすることを念頭に、ハード面の対策として、津波避難タワー等の整備に取り組んでいます。津波避難タワー等は、平成30年7月現在で、12か所整備され、進捗率は75%となっており、更なる避難困難地域の解消に向けて、平成30年度に避難路1か所、平成31年度に津波避難タワー2基、避難山1か所を整備することとしています。

公共施設の耐震化の取組として、日向市では、防災の拠点施設となる安全・安心な庁舎を建設し、平成30年5月から新庁舎での業務を開始しています。新庁舎1階は、南海トラフ巨大地震で想定される浸水高より高く嵩上げされており、津波発生時には、一時避難所として5,732名がテラス部分に避難できます。新庁舎には、非常用発電機及び燃料、コンセント等が配備され、3日分の飲料水が備蓄されています。

## ウ 宮崎市の取組

調査で伺った宮崎市は、南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大津波高16m、最短津波到達時間18分、浸水被害想定面積4,010haと想定され、それに伴う死者は3,000人、負傷者は8,300人、家屋被害は全壊半壊合わせて72,000棟と、甚大な被害が想定されています。

津波避難場所の整備について、宮崎市では、平成25年度に避難困難地域の調査を実施し、佐土原町二ツ立地区など3地区を避難困難地域と位置づけました。佐土原町二ツ立地区等の2地区については、平成27年に津波避難タワーが建設され、平成28年1月には、大字熊野島山地区に複合型津波避難施設が建設され、避難困難地域の解消を図っています。

また、宮崎市では、沿岸部の青島・内海地区に高台等を利用した避難経路等を設置したほか、宮崎市内の立体駐車場や共同住宅を津波避難ビルとして指定しており、平成30年4月現在で、268件の協定を結び、避難ビル330棟を指定している状況です。

地震発生時に迅速に避難情報を伝達し、住民の早期避難に繋げるためには、情報伝達の

充実を図ることは重要です。宮崎市では、インターネットや防災行政無線、防災アプリや防災メール、防災ラジオ等の様々な手段を活用し、情報伝達の多重化に取り組んでいます。

特徴的な取組として、宮崎市では、宮崎サンシャインエフエムと連携し、災害発生時には、同ラジオ放送に緊急に割り込み、防災行政無線屋外スピーカーの内容を放送することとしています。

委員から、「ラジオについては、それぞれの人が持つ情報媒体に即した形で、情報発信をできるだけ有効に行うのは良い取組だと思う。今年度ラジオを500個出しているとのことだが、最終的にどのような広がりを見込んでいるのか。」との質問があり、調査先から、「津波浸水区域にある自治会の会長に、実験的に体感してもらうために無償貸与をしている。そこからの広がりを期待しており、津波浸水想定区域内に住む高齢者を含む世帯で、情報伝達手段の確保が難しい方、約7,000世帯の3分の1を対象に購入をしてもらう計画で、今年度から5年かけて、500台ずつ販売する計画である。」との回答がありました。

## エ 日南市の取組

調査で伺った日南市は、南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大津波高14m、最短津波到達時間14分、浸水被害想定面積1,340haと想定され、それに伴う死者は5,100人、負傷者は2,800人、家屋被害は全壊半壊合わせて21,000棟と、甚大な被害が想定されています。

日南市では、避難困難地域対策として、津波避難施設や高台の緊急避難場所を整備することで、避難困難地域の解消に取り組んでおり、国の社会資本整備総合交付金を活用して、平成27年度から平成31年度までに、高台津波避難場所を22か所整備するとともに、大堂津地区に複合型津波避難施設を建設しています。また、孤立が予想される地域対策として、日南市では、防災資機材倉庫を整備し、小型発電機や簡易テント、投光機や簡易トイレ等を沿岸部の18自治会に配備する予定です。

自主防災組織について、日南市では、153自治会のうち144自治会が組織化しており、組織率94.2%と高くなっていますが、自治会により活動実績に差があるとのことでした。

委員から、「自主防災組織については活発なところと、ただ組織を作っただけのところがあって、そこが今後の課題だと思う。コミュニティの活性化に関して、何かあれば教えてほしい。」との意見があり、調査先から、「防災専門官という形で自衛隊OBの方を雇用しており、自治会長には、まずは何でも相談してくださいという形でお願いをしている。その防災専門官の方が話がうまく、防災講話が人気があったので、少しずつ活性化していきたいらと思っている。」との回答がありました。

当委員会では、日南市立中部病院を訪問し、防災対策の取組を調査しました。同病院は、日向灘に面した大堂津地区に位置し、昭和27年開院以来、県南部の準中核病院として公立病院の役割を果たしています。

同病院では、防災・防火対策管理委員会を立ち上げ、その中で防災専門部会を設置し、毎月部会で決められたテーマについて協議し、防災マニュアルの見直しや防災訓練を実施しています。



南海トラフ巨大地震による浸水想定によると、3階まで避難すれば安全とされているため、毎年1回の防災訓練では、日中の時間帯に、病院内にいる患者や入院患者を全て3階に上げる訓練を実施しています。周辺住民の中には、地区の避難施設より、同病院の方が近いため、同病院では、地域住民の方が避難できるように階段を設置し、階段の鍵を必ず解錠するように意識しているとのことでした。

委員から、「地域住民でも、むしろ手助けのいる方が避難してきた場合など、なかなか大変かと思うので、若者なり元気な人には協力してもらえよう、日常的にパイプを繋いでおくのが大事かと思う。」との意見がありました。

### ③ 社会福祉法人愛育福祉会の取組

調査で伺った社会福祉法人愛育福祉会は、障害者支援施設「清松園やわらぎの里」を運営しています。同施設は、海拔2.3m、海岸線から2.1kmに位置しており、南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大津波高は14mと想定されています。

同施設の近くには、避難場所として小学校がありますが、幼児や障がい者等を誘導しながらの避難には時間を要し、津波到達時間内での避難は困難で、命を守れない可能性があるため、同法人は、県内の社会福祉法人として初めて、避難棟を平成27年3月に建設しました。避難棟は、1階部分がピロティ式で、津波が来たときの力を受けずに流す造りとなっており、避難場所となる4階及び屋上部分は、243人が避難可能となっています。

避難棟の総工費は約1億9,300万円で、そのうち国や県からの補助は約2,700万円で、同法人がかなり負担して建設しています。

委員から、「法人の持ち出しや負担はかなり大変だろうと思う。実際の支援はこれくらいしかなかったのか。」との質問があり、調査先から、「確かに法人としての持ち出しは非常に多かったが、地域貢献を考え、持ち出しを覚悟しながら造った経緯があり、今は地域の方々の安心にもなっている点では、法人として地域との良い関係づくりのきっかけになっている。」との回答がありました。

また、委員から、「行政からの補助が少ないというのは、従来のシンプルな避難タワーに対して出すという考え方が一つあると思う。ここは津波対応型の構造を持つ建物そのもので、これは自ら率先してなされたモデル事業として、是非、市あたりに、津波が来ても中にあることのできる建物、耐えられる壁圧ということで、将来の提言をしてほしい。」との意見がありました。

委員会としては、自力での避難が困難な要配慮者の方々の対応が課題とされている中、愛育福祉会の積極的な取組を評価するとともに、先駆的な事業として、積極的にアピールをしていただきたいと思います。

### ④ 国の取組

#### ア 国土交通省九州地方整備局延岡河川国道事務所の取組

調査で伺った延岡河川国道事務所は、延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡の9市町村

を管轄する国土交通省の出先機関で、道路や河川の整備等を行っています。

南海トラフ巨大地震への対策として、同機関では、巨大地震が到達する20分以内に迅速な避難ができる計画を実施することとし、重点対策として、「命を守る」、「救急救命」、「被災地への支援」、「施設の復旧」の4つを柱として取り組んでいます。

具体的には、一時避難場所として「道の駅」の防災機能を強化したり、津波監視カメラの整備や河川堤防の改良を実施するなど、道路、河川の防災機能を強化するための様々な取組を実施しています。また、国道10号等に整備している光ファイバーケーブルを活用し、各都道府県や内閣府、国土交通省まで含めて情報の共有化を図る予定としています。さらに、九州地方整備局を拠点として、災害対策用機械の大規模派遣を迅速に行えるように整備が進められています。

## イ 宮崎地方気象台の取組

調査で伺った宮崎地方気象台では、南海トラフ巨大地震の予知に関する最近の動向について調査を行いました。

政府は、平成28年6月、南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置し、平成29年9月にWGによる報告書が公表されました。同報告書では、現時点においては、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はないことなどが示されています。

これまでは、前兆すべり（陸側のプレートと海側のプレートがしっかりくっついている所の一部が離れてゆっくり滑り始める現象）が加速して最終的に地震が起きると考えられていたため、気象庁においては、その地殻のひずみの変化をひずみ計でできるだけ早く捉えることで、東海地震予知情報を発表するものでありました。しかし、最新の知見によると、これまで考えていたように、前兆すべりが加速することによって地震が起きる場合だけでなく、ゆっくり滑り始めて加速しても地震が起きない場合もあることが分かり、このため、こういった変化を捉えて、確度の高い予知を行うことは現状の科学的知見からは困難であるとの結論に至ったとのことです。

一方で、このWGの報告書では、現在の科学的知見を防災対応に生かしていくという視点は引き続き重要であることが指摘されており、気象庁では、平成29年11月から南海トラフ全域を対象として南海トラフ地震に関連する情報を発表することとし、定例と臨時の2種に分けて情報を発表することとしています。

定例は、気象庁が24時間態勢で監視している南海トラフ沿いの地震や地殻変動の状況について、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討委員会の定例会合が評価した調査結果を発表するもので、一方、臨時は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合、その現象の結果等を発表します。

なお、気象庁のひずみ計は東海地方にしか設置されていませんが、南海トラフ沿いには海底地震計や、海洋研究開発機構が開発したD O N E Tが敷設されていて、今後、日向灘域にも同様のものが設置される予定です。

地震予測について、委員から、「東海地震の予知については長く研究や議論がされてきたけれども、極めて精度の高い地震予知はもう難しいという結論になって、例えば、DONETなどの観測機器に準じるようなものが九州側に設置されたら、予知について精度はより高まるのか。」との質問があり、調査先から、「確度の高い地震予知は難しいが、地震計により、微少な地震活動が高まっているのかどうかという評価には役立つ。また、西側の日向灘で地震が起きた場合、巨大な津波の発生源がすぐ目の前になることになるが、その際、現在の陸の観測網に加えて海の観測網があると、津波が迫ってくるまで、より早い状況把握や津波情報の提供、的確な津波警報等の切替えに有効となる。」といった回答がありました。

## ウ 宮崎海上保安部の取組

調査で伺った宮崎海上保安部は、宮崎県全域のほか、日向灘から種子島沖合いまでの海域を管轄区域としています。海上保安庁には約14,000人が在籍しており、宮崎県を管轄する宮崎海上保安部が油津にあるほか、県北には日向海上保安署があり、それぞれ約30名が所属しています。

宮崎海上保安部では、海難救助や船舶交通の安全確保等、海上保安に係る業務があり、災害に対しては、防災業務計画に従って、必要な資機材等の物資の整備や、訓練等を実施するなどの取組が進められています。

宮崎海上保安部は、海上保安庁という組織の傘下にあるため、東日本大震災時における経験があり、そうした組織的な経験や専門的なバックアップ体制を背景とした支援活動や人命救助活動に大きな期待がかけられています。

委員から、「東日本大震災において、かなりの家や人々が流されたと思うが、海上保安庁で実際にはどのくらいの方々を救助したのか。」との質問があり、調査先から、「海上保安庁が取りまとめた記録によると、1年間で360名救助し、ヘリによるつり上げ救助が279名、巡視船による救助が81名で、7日間でほぼ95%の救助を終えた。」との回答がありました。

## ⑤ 県外の取組

### ア 和歌山県の取組

調査で伺った和歌山県は、南海トラフ巨大地震が発生した場合、県南に位置する串本町、すさみ町、白浜町等の津波到達時間が約3分と想定されています。そのため、地域住民の中には、津波が3分で到達するなら仕方がないと、逃げる気力を失っていた方もいたようです。和歌山県では、最初から逃げることを諦めず、地震について正しく理解をし、備えてもらうための議論を尽くしてきました。

平成23年の東日本大震災の直後から、和歌山県では、避難場所の見直しや防災情報の多重化など、防災・減災対策の総点検を実施し、平成26年度には津波から「逃げ切る！」支援対策プログラムを策定して、避難困難地域の解消に取り組んでいます。

その対策の一つとして、緊急避難場所の見直しが行われました。これは、東日本大震災で浸水地域内の避難所に逃げて亡くなられた方もいたことを踏まえて、県内の緊急避難場所（約1,800か所）の緊急点検を実施したものです。

緊急点検では、従来の避難場所の考え方を変え、安全レベル概念を導入し、浸水の危険性に応じて緊急避難場所をレベル1～3に分けています。和歌山県では、県民にはレベル3の避難場所を目指してもらいたいが、遠くの山まで短時間で逃げられない方もいるので、すぐに逃げられるように、レベル1の避難場所も確保してほしいとのことです。この避難場所の安全レベルの設定は先進的な取組であり、今後、住民への広まりが期待されるところです。

一方、ハード面の対策も強力に進められています。県土の約8割を山地が占めており、県民の多くが狭い平野部に住んでいることから、高台等への避難路整備を最優先に取り組んできたとのことです。東日本大震災以降、市町村や自主防災組織が、わかやま防災力パワーアップ補助金事業を活用し、避難路を年間100件ほど整備しています。なお、当事業の年間予算は2億円、市町村への補助率は2分の1となっています。

また、堤防整備等について、和歌山県では、河川や海岸、港湾や漁港の堤防強化事業を概ね10年間で計画的に実施し、平成36年度までに全ての避難困難地域を解消することとしています。津波対策に係る堤防予算は年間約8億円でしたが、本計画では概ね10年間の事業費が約460億円となります。併せて、市町村では、避難路や津波タワーの整備、庁舎の移転など、10年間で約220億円かけて津波対策を実施することとしています。

このことについて、委員から、「どうやって予算を獲得したのか。市町村も同様に予算増額したのか。」との質問が出され、これに対して、調査先から、「これまでの堤防整備では間に合わないため、約460億円かけて整備することとした。堤防整備の予算は県単事業ではなく、国の交付金であり、国交省に認めてもらわないといけない。都道府県への交付金の配分はある程度決められているため、県では予算を増額し方針を打ち出して、事業を実施したいという県の方針を国に伝え、認められたところから順次実施している。道路予算を堤防に振り替えたり、やり繰りの中で実施しているのが実態である。市町村においても財政的に厳しい中、東日本大震災以降、緊急防災減災事業債などを活用し、実施している。」との回答がありました。

## イ 三重県の取組

調査で伺った三重県は、自然災害に対応することを県政の最重要課題とし、長期計画「みえ県民力ビジョン」の中でも、施策のトップに位置づけられ、組織編成においても、防災対策部が県の筆頭部となっています。

委員から、「防災対策部が県の筆頭部に位置づけられたことにより、市町においても防災・減災対策への意識が高まったとか、そういったケースがあれば教えていただきたい。」との質問があり、調査先から、「東日本大震災を受け、知事就任後、防災対策部が筆頭部に位置づけられた。災害対策を実施するのは基礎自治体であり、市町との連携は重要であ

る。当課の職員等が地域の自主防災組織や自治会を訪問し、活動をサポートしている。」との回答がありました。

先進的な取組として、三重県では、平成28年5月開催された伊勢志摩サミットに合わせ、伊勢志摩地域において、D O N E Tを活用した津波予測・伝達システムを先行して整備し、平成28年5月から運用を開始しています。

D O N E Tについて、委員から、「本当にどれくらい使えると思っているのか。住民に伝わるのかが大きなポイントで、防災・減災に繋がってほしいと思うが、活用について具体的に教えていただきたい。」との質問があり、これに対して、調査先から、「紀伊半島から室戸までD O N E T、北海道から千葉県までS-netが整備され、今度、日向灘にN-netができると聞いている。この観測監視システムの活用により、緊急速報メールの送信、津波高や到達時間などの予測ができる。予測機能は災害対策本部で活用することを目的としており、夜間に津波が起きた場合は、どこまで浸水しているか分からないため、D O N E Tにより、ある程度の浸水区域が想定でき、自衛隊の救助部隊が展開する場所の目途が立つなど、予測の活用ができる。実際の活用はまだだが、災害対策本部においてかなり活用できるのではないかと考えている。」との回答がありました。

## ウ 和歌山県広川町の取組

調査で伺った広川町は、安政元年（1854年）11月5日、安政南海地震が発生し、津波に襲われました。その際、濱口梧陵という人物が稲むらに火をつけて、津波から逃げ遅れた村人を高台の方に誘導して命を救い、その後、私財を投げうって、住民に食料や住むところを与え、住民を雇い入れて堤防を築造しました。その濱口梧陵の偉業にちなんで、国連総会で、11月5日は「世界津波の日」と制定され、世界の広川町と言われているとのことです。平成30年5月には、濱口梧陵や稲むらの火、広川堤防などの防災に関係する遺産が、日本遺産に認定されています。

このような歴史的背景を有する広川町では、町の39地区全てにおいて自主防災組織が組織され、組織率は100%となっています。また、津波浸水区域では、地区ごとに津波避難計画が策定されるなど、津波防災に対する住民意識は高いと考えます。

地区ごとの津波避難計画は、町が主導となって各自主防災組織に投げかけ、コンサル業者を含めたワークショップを重ねながら策定しており、今後は、要配慮者をどう避難させるかを考慮しながら、個別計画の策定件数を増やしていきたいとのこと。

委員から、「そこが大事なところである。一部の地域において個別計画ができているのは素晴らしいと思う。今後も広めていただきノウハウを活用させていただきたい。また、ワークショップを実施して避難計画を策定する上で、苦勞した点等はどこか。」との質問があり、調査先から、「1年ごとに代わる区長の理解を得るのが大変である。地域全体の問題として捉えていただくよう説得を続け、避難計画の策定にこぎつけた。町から住民への投げかけを熱心にやっていくことは大事である。」との回答がありました。

## エ 静岡県浜松市の取組

調査で伺った浜松市は、人口約80万人、面積は1,558km<sup>2</sup>で、全国2番目の大きさを持つ政令指定都市です。浜松市は、広大な面積ゆえに様々な災害特性を有し、沿岸部では津波、平野部では河川氾濫や浸水、山間部では土砂災害と、地域毎に異なる危険をはらんでいるため、ハード・ソフト両面から積極的に防災・減災対策に取り組んでいます。特に、ハード面では防潮堤整備事業に、ソフト面では地区の津波避難計画の作成に重点的に取り組んでいます。

防潮堤整備事業では、株式会社一条工務店からの約300億円の寄付等を原資に、平成25年度から静岡県が事業主体となり整備を進めています。事業区間は浜名湖入口東岸から天竜川西岸までの約17.5km、施設高13～15mで、平成32年3月完成予定です。防潮堤の構造は、環境面・景観面を考慮して、海側の保安林を嵩上げし、土砂にセメントを加え固めたCSG堤と呼ばれるもので、この防潮堤の整備により、宅地浸水面積の約8割が低減すると見込まれ、浸水深2m以上の宅地を98%低減するなど、大きな減災効果が期待されています。

地区の津波避難計画は、住民自らの判断で即座に避難行動がとれるよう、地域の方が主体的に作成するものであり、特に、防潮堤整備後も浸水が想定される地域を優先して計画の作成を進めています。平成26年度は、1地区において試験的に避難計画を作成し、対象となる137自治会のうち、50の自治会が今年度末までに作成することとしています。まずは、避難計画を一通り作成することを目標とし、津波避難に対する住民の熟度が高まれば、自動車避難や要配慮者についての避難計画の作成に進むこととしています。

### (3) 南海トラフ巨大地震時における対応について

#### ① 火災への対応

大地震発生時には、揺れや津波に加えて大規模な火災が発生し、被害がさらに拡大する可能性があります。

南海トラフ巨大地震が発生した場合、冬の18時における被害想定が最大となっており、津波浸水域が大きいケースでは、火災による焼失棟数は約3,100棟、死者約170人、負傷者約270人で、地震動による強い揺れの範囲が大きいケースでは、火災による焼失棟数は約3,300棟、死者約200人、負傷者約300人となっています。

なお、南海トラフ巨大地震時に発生する火災の特色として、津波火災と、津波火災以外の地震火災の発生が考えられています。

#### ア 津波火災への対応

津波火災は、浸水域で発生する火災で、消防車両による消火が非常に困難となります。

また、定量的想定が困難なため数値化された被害想定はありませんが、漂流するガスボンベやオイルタンクなどから出火し、瓦礫から瓦礫に延焼する被害の発生が考えられます。

委員から、「津波火災は発生してしまったら、基本的にはなすすべなしで、自然に燃え

尽きて火が消えるという状況を待つしかないのか。混乱はあるけれども、備えている消防力の中で何らか対応のしようがあるというふうに考えるべきなのか。」との質問があり、県当局から、「そのまま燃え尽きるまで待つしかないという状況も考えられるが、そこに人がいなくて、周りに損害が及ばないということが確定できれば、上空からのヘリコプターによる消火が可能である。」との回答がありました。

大地震発生時には、道路の寸断等で火災現場に到達できる可能性も低いと考えられ、自然鎮火を待つというような状況になるのではないかと想定されています。従って、限られた消防力の中で、津波火災以外の地震火災への対応が中心となってくるとのことです。

## イ 地震火災への対応

地震火災は、地震の揺れによって発生する火災であるため、通常時の火災と異なり、「県内全域で同時多発的に火災が発生し、かつ、火災以外の多種類の災害も発生」、「消防水利の確保の困難化」、「火災現場への通行の支障」、「電気配線の破断等を原因とする電気火災の発生率が高い」、「産業施設における火災が発生する」などの特色があります。

地震火災においては、前述の5つの特色を踏まえ、ハード・ソフト両面において事前対策や応急対策が必要となります。

県内全域で同時多発的に火災が発生し、かつ、火災以外の多種類の災害も発生することについては、消火活動に要する人員の不足が予想されるため、「宮崎県消防相互応援協定」による県内応援体制の確保や、緊急消防援助隊による全国的な広域応援体制の確保により、対策が進められることとなります。

消防水利の確保の困難化については、地震火災の際の消火用水を確保するため、市町村が行う「耐震性貯水槽」の整備促進等に取り組んでおり、平成29年4月現在で、県内855か所に設置されています。

火災現場への通行の支障については、消火・救助のための消防等の関係機関が現場展開できるように、県総合防災訓練で、消防、警察、自衛隊、国土交通省等、関係機関が連携して道路啓開や放置車両の撤去等の実動訓練等を実施しています。

電気配線の破断等を原因とする電気火災については、電化製品の普及に伴い、地震火災の出火原因の約半分を占めています。電気火災への対策として、避難時にブレーカーを落とすことの徹底や感震ブレーカーの設置等の「出火予防対策」や、各家庭における消火器の備付けや適切な操作による初期消火等の「延焼防止対策」を啓発・普及することとしています。

産業施設における火災の発生については、危険物施設では、各施設ごとに作成が義務付けられている危害予防規程に地震対策を盛り込むとともに、消火訓練や漏えい対策訓練を実施することとしています。また、化学火災発生時には、化学消防車による消火を行うことになり、県内消防で対応できない場合は、より高度の機能を有する部隊の派遣要請を行い、消火活動を実施します。

特に感震ブレーカーについては、全国の普及率は6.6%と低調で、全国的に浸透していな

い状況です。委員から、「地震が起きたときにブレーカーを落として逃げるのが徹底されていないので、感震ブレーカーの普及率を上げれば、火災発生率は減少すると想定できる。まずは、実態調査を行っていただきたい。」との意見がありました。

## ウ 消防の任務と役割

消防の任務は、火災から国民の生命、身体及び財産を保護することが第一となります。

消防は原則、市町村が行い、当該区域内の消防に関する責任を有し、そのため、消防力については市町村が保有します。

県は、市町村消防が十分に行われるよう、県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図ることとされています。また、市町村の消防を支援するために、航空消防隊を設置することができ、県防災救急ヘリコプター「あおぞら」がそれに該当します。

消防庁は、制度の企画立案が主な役割で、市町村消防への関与も技術的助言が中心となりますが、緊急消防援助隊を出動させることができます。

緊急消防援助隊は、平成7年6月に阪神淡路大震災を受け創設され、被災地の消防力では対応困難な大規模災害が発生したときに、消防庁長官の「求め」又は「指示」によって被災地に派遣される全国的な応援制度です。南海トラフ巨大地震発生時には、本県には、島根県と長崎県から即時応援大隊が出動すると定められています。

なお、平成29年4月1日現在で、県内の消防本部数は10、吏員数は1,198名、消防車両数は192台となっています。災害発生から一定期間、全職員体制で対応することとしており、各種の災害が同時に多発する状況が予想されることから、所管災害現場の状況に基づく優先度に応じた消防活動を行います。

## ② 警備体制・警察活動

災害に対する警察の最重要任務は、人命救助であり、それを中心とした災害警備活動が強力で推進されることとなります。災害発生時には、災害の規模に応じて、警戒体制、非常体制、緊急体制の3つの体制が構築されます。

東日本大震災に相当する災害や、南海トラフ巨大地震等に対しては、当然、緊急体制が構築され、県警察最大規模の警備体制である拡大甲号警備本部が警察本部に設置され、警察本部長以下143名体制で対応することとされています。

拡大甲号警備体制については、東日本大震災の教訓を受けて新たに設置されたもので、災害発生時には、警察本部と警察署が連携して情報を収集、集約、分析し、発生直後に的確な災害警備活動を実施するため、いち早く警備本部を立ち上げ、警備体制を確立することとしています。

活動部隊となる宮崎県災害警備部隊が平成8年10月に発足しており、県内で災害が発生し、又はまさに発生が予想される場合に、直ちに現場に出動し、被災情報、交通情報等の収集及び報告、救出・救助活動、行方不明者の捜索等の初動措置を行います。なお、県内では、平成17年台風第14号災害時に、災害警備先遣部隊が出動したとのことです。



次に、警察が行う災害警備活動は、災害予防、災害応急対策、災害復旧の3つであり、災害応急対策に属するものが大部分を占めています。

災害発生後は、警備本部を直ちに立ち上げ、災害関連情報の収集、被害実態の早期把握を行います。また、消防、自衛隊等と連携しながら、被災者の救出救助、行方不明者の探索等を実施します。その後、災害で亡くなった方の身元確認や遺体の検視、被災地における窃盗事件や復興詐欺などの防止を目的とした犯罪の予防検挙活動、避難所の警戒活動等が行われます。

### ③ 医療救護体制の整備状況

県では、災害時拠点病院として、基幹災害拠点病院を2か所、二次医療圏ごとの地域災害拠点病院を10か所指定しています。

災害拠点病院の全病院では、耐震化が完了しており、災害拠点病院の指定要件となっている自家発電機や受水槽、飲食料や医薬品等の備蓄について、対策が進められています。BCPについては、平成30年度末までに策定される予定です。また、平成30年9月現在、県内のDMAT（災害派遣医療チーム）数は、13病院で33チームとなっています。

発災後直ちに、県庁に設置される災害対策本部内にDMAT調整本部を立ち上げ、情報収集とDMATの派遣調整、支援等が開始されます。また、災害時の医療の確保は、災害拠点病院を中心に行われ、本部と連携しながら、県内外のDMATが活動を行います。

DMATの主な活動は、災害拠点病院での診療支援、トリアージ・患者搬送などで、実際の被災現場においては、被災病院からの病院避難や医療救護活動、トリアージや患者搬送の活動を行うこととしています。

### ④ 道路啓開

道路啓開の実施に当たっては、過去の震災において、電話等の通信手段が断たれた中での道路啓開作業が混乱したことなどから、「事前の啓開ルート設定」等の必要性が教訓として明らかになっており、より実行可能な体制づくりを進める必要があります。

宮崎道路啓開計画は、緊急輸送ルートに関する事項について定めたもので、国、県、西日本高速道路株式会社と検討を進め、平成30年7月に取りまとめられました。

同計画の主な内容は、早期の道路啓開がその後の消火活動や救命・救急活動、緊急物資の輸送等を支えるため、人命救助を意識した72時間以内に、各道路管理者においてあらかじめ選定したルートを啓開する手順について明らかにしたものです。

県では、同計画の実効性を高めるため、今後、警察や消防、建設業団体等との情報共有を図り、連携を強化するとともに、具体的な啓開体制について、担当路線を決めたり、連絡体制を構築するための検討を行うこととしています。

### ⑤ 災害廃棄物処理対策

本県では、南海トラフ巨大地震が発生した場合、県全体で約1,600万トンの災害廃棄物が

発生すると推計されており、この量は、県内の一般廃棄物の年間発生量約40万トンの40年分に相当する量となっています。また、処理に必要な仮置き場は約217haで、宮崎空港の約1.2倍の面積が必要となります。

県では、平成28年3月に、「宮崎県災害廃棄物処理計画」を策定し、県内の連携・支援体制の構築とリサイクル処理の推進により、南海トラフ巨大地震においても、3年で処理が可能と見込んでいます。なお、この3年という期間は、東日本大震災での宮城県の処理期間が参考になっています。

市町村では、平成29年9月までに、県内全市町村で災害廃棄物処理計画が策定されています。市町村災害廃棄物処理計画では、仮置き場や避難所ごみ、周辺自治体との連携・協力といった事項が示されています。

委員から、「南海トラフ地震が発生した場合、1,600万トンの災害廃棄物が発生することによって、仮置き場として非常に膨大な土地が必要となっているが、どれくらいの面積がリストに上がっているのか。」との質問があり、県当局から、「市町村においてもリストアップや候補地の選定を進めているが、3割程度しかリストアップされていない状況である。」との回答がありました。

県では、平成28年度から「災害廃棄物処理体制整備事業」を実施し、災害廃棄物処理研修会の開催等により、実践的な知識を持つ人材の育成や「仮置き場予定地リスト」の作成支援などに重点的に取り組むこととしています。

#### (4) 県への提言

今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの大地震が発生する確率が70～80%と想定される中、将来、南海トラフ巨大地震が発生した場合、本県においても甚大な人的・物的被害が発生し、また、本県の経済活動に極めて深刻な影響を与えるものと考えられています。

県ではその被害を最小化するため、平成25年度に「新・宮崎県地震減災計画」を策定し、ハード、ソフトの両面から減災対策に取り組んでいます。同計画では、人的被害を3万5,000人から8,600人に軽減することを減災目標としておりますが、このことについて、複数の委員から、「あくまでも犠牲者ゼロを目指すべきである。」との意見が出されました。

県当局には、防災・減災事業の取組により、最終的な目標は、あくまでも犠牲者ゼロを念頭に置いた施策を展開するよう要望します。

南海トラフ巨大地震対策を推進する上で、本県では、今後増加が見込まれる社会保障費や2巡目国体に伴う経費、公共施設の老朽化対策など、将来にわたり多額の財政負担が見込まれることもあり、予算の確保は極めて重要な問題です。

また、平成25年度に設置された大規模災害対策基金は、平成29年度末時点で基金残高が約18億8,800万円、設置期間は平成27年度から平成31年度までの概ね5年となっています。平成32年度以降、防災に関する事業等を継続して実施するためには、基金のあり方も今後の課題となっています。

委員から、「是非、国の方にまず予算を確保してもらって、県の方もしっかりと裏負担も含めてやるんだという強い意識を出していかないと、河川、港湾対策など、なかなか進まない。」という意見が出されました。

このような中、国においては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定され、重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえ、今年度から3年間、概ね7兆円の事業規模により集中的に実施することとされています。

県は、平成31年度予算案において、国の緊急対策を活用することで、道路や河川、治山、農業農村整備事業等の「防災・減災、国土強靱化対策」に約171億円を計上し、防災・減災対策に積極的に取り組むこととしております。

当委員会では、県の取組を注視していくとともに、県当局には、引き続き、新たな財源確保を視野に入れ、国に対して予算の確保を強く求めるよう要望します。

調査で伺った自治体では、ハード、ソフトの両面から様々な施策を展開しています。また、限られた財源の中で、その効果を最大限に発揮させ、住民の命を守ることが肝要です。

調査先では、多くの建物を津波避難ビルとして指定し、また、津波避難タワー等を建設し、避難場所までの避難経路を整備しています。

委員から、「夜間でもいつでも対応でき、地震のときに津波の避難路だということを県民が判断できる、言わば規格を統一したものが必要ではないか。」との意見がありました。

県当局には、引き続き、避難場所の確保及び避難場所に確実に辿り着くための案内表示板設置の強化に努めるよう要望します。

## 2 大規模自然災害について

### (1) 大規模自然災害に対する取組について

#### ① 県の取組

##### ア 水害・土砂災害対策

県では、水害に対するハード対策として、国が平成29年12月に策定した「中小河川緊急治水対策プロジェクト」に基づき、家屋等の浸水被害が発生した河川において、広域河川改修事業や土地利用一体型水防災事業等に取り組んでいます。特に、平成17年台風14号の被害箇所については、重点的に整備を行っています。

土砂災害に対するハード対策について、県では、要配慮者利用施設や避難場所、避難路がある箇所など緊急度の高い箇所から優先的に砂防施設等を整備することとしており、66か所のうち45か所に着手し、整備率は68.2%となっています。九州北部豪雨等の被害を踏まえ、土砂や流木の捕捉効果が高い砂防堰堤の整備・改築が進められています。

水害・土砂災害に対するソフト対策として、県では、大規模氾濫等減災協議会を6ブロックで設立し、確実な情報伝達のためのホットライン、タイムラインの構築などを進めているほか、洪水に特化した低コスト水位計の設置、各種防災情報の提供やハザードマップの作成支援等に取り組んでいます。

土砂災害警戒区域等の指定については、平成30年度までに基礎調査を完了し、平成33年

度までに同区域の指定を完了する予定としています。

## イ 山地災害対策

本県は、地形が急峻で脆弱な地質が広く分布していることから、山地災害が発生しやすい状況にあり、台風等による災害が発生しています。

近年の被害状況を見ると、平成17年度が約261億円で最大となっており、今年度は、平成30年10月24日現在、6月豪雨から台風第25号までで合計112か所、約25億8,700万円の被害となっており、過去10年間の中では最大の被害額となっています。

山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共用施設や道路、人家等に直接被害を与えるおそれのある地区が山地災害危険地区とされ、昨年度実施した危険地区の再点検結果によると、その箇所数が4,440か所から5,390か所へと増加しています。

治山対策では、国庫補助事業を活用して、荒廃の兆しのある山腹や溪流に事前に治山施設を設置する予防治山などに取り組んでおり、県単事業では、溪流沿い等にある不安定な立木の伐採・撤去及び溪流等に堆積した流木等の集積・撤去を行い、下流への流木流出を防止する事業も実施しています。

委員から、「この前の台風第24号で国道268号が通行止めとなった。一つの要因として、大規模に皆伐されたところに、全て木材を出さずに置きっぱなしの残材があり、それが今回の台風で堰を作り、国道に土砂が流れ込んだ事例があったと記憶している。現在、皆伐する山が増え、山が減災ではなく、災害をつくっているのではないかという危機感を持った。」との意見がありました。これに対して、県当局から、「市町村に対し伐採届を受理する際に、伐採の方法や、伐採後の枝葉の処理について指導をお願いしているが、今年から伐採事業者を対象にした伐採マニュアルについての研修会を開催し、残材の処理も指導をしている。」との回答がありました。

県では、伐採跡地において河川への残材の流失が懸念される現場があったため、平成29年9月に調査を実施し、約50か所をリストアップし、必要な場所は早期に是正措置をとるよう指導を行っています。

それ以降も梅雨や台風の前には確認するようにしており、現在は10か所ほどを経過観察しています。

## ウ 火山災害対策

本県では、平成23年1月、新燃岳が約300年ぶりにマグマ噴火し、周辺市町には大量の火山灰が降り積もりました。平成29年10月には、新燃岳が6年ぶりに再噴火し、また、平成30年4月には硫黄山が250年ぶりに噴火するなど、今なお霧島連山では活発な火山活動が続いています。降灰による被害に加え、降り積もる火山堆積物による土石流災害の発生も懸念されます。

県では、国と連携して、砂防堰堤等や監視カメラ等の整備、降灰量調査や備蓄ブロックの製作等の火山対策を実行しています。

また、硫黄山の噴火に伴う長江川等の白濁化への対応については、平成30年5月に設立された「硫黄山・河川白濁対策協議会」等において、国やえびの市、学識経験者と連携を図りながら、水質検査や短期的・中期的な対策の検討が進められています。

## エ 農業用ため池における対策

平成30年7月の西日本豪雨では、中国・四国地方を中心に、ため池決壊等の被害が発生しました。本県には農業用ため池が699か所あり、その約4割が宮崎市に集中しています。

農業用ため池とは、農業用水を確保するために水を貯め取水ができるよう、人工的に作られた池のことで、その多くは江戸時代以前に築造されています。農業用ため池は、その利用者である土地改良区や水利組合が管理していますが、老朽化等により決壊の危険性が増すなど、維持管理に苦慮している状況です。

県では、農業用ため池のうち、決壊した場合に被害を与えるおそれのあるため池134か所を「防災重点ため池」と位置づけ、優先的に改修を行っています。平成29年度までに30か所の改修が終わり、平成30年度は16か所で改修工事を実施しているところです。

防災重点ため池については、浸水範囲や避難所等を明示した「ため池ハザードマップ」を作成し、周辺住民に周知することとし、平成29年度までに125か所において、ハザードマップが作成済みとなっています。

さらに、今年度は、西日本豪雨での被害を受けて、下流に家屋や公共施設が1か所でもあるため池について、全国調査が行われ、本県でも505か所を対象に緊急点検が実施されました。

緊急点検の結果、応急措置が必要なため池が2か所あり、それぞれ応急対策が実施され、今後、災害復旧事業などの抜本的な対策が講じられることとなっています。

## オ ブロック塀における対策

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、学校のブロック塀が崩壊し、女児児童の尊い命が亡くなりました。この事故を受け、県では、学校敷地内に設置されている全てのブロック塀の耐震対策及び劣化・損傷等の安全点検を実施しました。

ブロック塀の安全点検について、委員から、「安全確認はどういった手法でやられたのか。安全と安全でないという分岐点、その基準はどこに置かれたのか。」との質問があり、県当局から、「基本的には、建築基準法に則っているかどうかで、高さは2.2mという制限がある。1.2mを超えた場合は、控え壁という補助壁があるかを目視で確認する。老朽化がひどいものは、技術者が打診と目視等で確認している。」との回答がありました。

安全点検は、公立小中学校366校、県立学校52校、私立高校15校の計433校で実施され、問題のあるブロック塀がある学校は、公立小中学校で131校、県立学校で23校、私立高校で6校となっています。

いずれの学校においても、注意喚起の表示や立入禁止等の応急対策が講じられています。応急対策後は、基本的にブロック塀を全部撤去し、フェンス等に交換する計画としていま

すが、予算や設計期間を要するため、今年度中に県立高校において撤去だけでも実施することです。

## ② 県内自治体の取組

### ア 高千穂町の取組

調査で伺った高千穂町は、深い谷と急峻な山々に囲まれた地形で、平成17年の台風14号災害では5名の死者を出し、甚大な被害が発生しました。

西臼杵地区で発生する土砂災害の形態は、崖崩れ、土石流、地すべりの大きく3種類に分けられ、土砂災害等への防災・減災の取組が重要な地域となっています。

高千穂町では、平成30年3月末までに、土砂災害警戒区域として584か所が指定され、自主避難に役立ててもらうため、町民に防災マップを配布しています。

委員から、「西日本豪雨では、高齢者が逃げなかつたりして犠牲になったが、どうやって早い時間帯に速やかに避難してもらうかが課題である。」との意見があり、調査先から、「西日本豪雨のように、自分は大丈夫という意識も働いているようで、避難の呼びかけについて、今後は変えていけるものは変えていきたい。」との回答がありました。

また、委員から、「精度の高い事前予測を出して、それに基づいて、早めに避難を呼びかける。予測が外れれば幸いで、当たれば命が助かることになる。外れたときは、避難訓練であったと捉えるような住民意識の転換が大事である。」との意見があり、調査先から、「空振りでもいいから、行政としては早めの避難を呼びかける必要があると感じている。」との回答がありました。

早期避難については、自治体共通の課題であり、調査先においてもその難しさを痛感しているようです。今後も、高千穂町では、自主避難の重要性を啓発していく姿勢です。

## ③ 県内民間企業の取組

### ア 九州電力株式会社宮崎支社の取組

当委員会では、大規模非常災害時の電力復旧等の取組を調査するため、九州電力株式会社宮崎支社（以下「宮崎支社」という。）と意見交換を行いました。

宮崎支社では、災害等により電力の安定供給に支障が生じた場合は、電気事業者の使命として、その早期解消に取り組んでいます。

早期解消に向けた主な取組としては、台風襲来時は作業が困難なため、大きな被害が想定されるエリアに事前に工事部隊を派遣し、速やかに復旧作業を行い、また、ICTを活用し、支社対策本部や本社対策総本部において情報共有を図りながら、速やかに応援体制を整えるなどの対応をとることです。

早期の電力復旧について、委員から、「今度の台風で倒木がかなりあったので、復旧までかなりの日数がかかったのではないかと思います。電気が止まると生活に大きな影響が出るわけで、倒木等からの復旧についてはどう認識しているか。」との質問があり、意見交換先から、「重機を導入し、森林組合や道路管理者との連携強化を図りながら、復旧の迅

速化を進めていきたい。」との回答がありました。

#### ④ 国の取組

##### ア 国土交通省九州地方整備局延岡河川国道事務所の取組

調査で伺った延岡河川国道事務所では、「河川防災ステーション」の整備が進められています。同ステーションは、洪水時の水防活動や緊急復旧を行う拠点で、国土交通省が延岡市と連携しながら、天下地区に整備することとしています。

同ステーションは、水防素材や災害発生時の緊急資材の備蓄が行われる予定で、整備面積は約1.6ha、平成29年度から用地買収が始められており、5か年かけて整備する計画です。また、同ステーションでの活動に伴う資機材の搬出入や、災害緊急調査等に活用するへの離発着場など、必要な活動ヤードも確保される予定です。

平成27年に発生した関東・東北豪雨では、鬼怒川が破堤した際に、河川防災ステーションから必要な資機材を運び、緊急対策が行われました。同ステーションの整備は、非常に有効な災害対策と考えられます。

#### ⑤ 県外民間企業の取組

##### ア 株式会社地圏環境テクノロジーの取組

調査で伺った株式会社地圏環境テクノロジーは、平成12年に設立され、主に水資源・水災害・水環境問題に関する第三者評価を行っています。

当社の地圏水循環シミュレーション技術は、流域の地表水・地下水を完全に一体的に追跡できる3次元流域モデルにより、地表・地下状態の「見える化」を実現する技術です。

この技術により、これまで起きた災害事象データを蓄積しつつ、その蓄積データと実測情報を活用し、様々なトライアルを繰り返しながら、自然の状態を再現することができるため、将来の予測に繋がり、防災・減災対策を講じる上で役立つ可能性があります。

調査先から、「ハザードマップが作成されているが、基本的には静止画であり、想定最大の豪雨でどうなるかが示されている。それでは情報不足であり、3次元のハザードマップがあれば、川が氾濫した場合にどこから氾濫したのか、動画で水の動きが分かり、住民説明にも役立つ。」との説明がありました。

また、「朝倉市で土砂災害があったが、事前に町内会で避難場所を決め、自主的に避難したため多くの人命が助かった。日頃から、町内会の活動を後押しするような情報を行政側から出すことも必要である。」との助言がありました。

##### イ 株式会社国土再生研究所の取組

当委員会では、株式会社国土再生研究所の栗原光二代表取締役を参考人として招致し、「全天候フォレストベンチ工法」を活用した防災・減災対策について調査を行いました。

同工法は、崖や斜面など、切土のり面をコンクリートやモルタルで覆うのではなく、階段状に形成し、水平面には樹木を植栽し、垂直面は崩れることがないよう地山にアンカー

が打たれ、斜面の安定化に寄与する工法となっています。

斜面の安定化をコンクリートに頼らず、「木の引っ張り力」に着目した工法は、景観の保全や、長期間にわたる安定化が期待されており、2003年度グッドデザイン賞金賞を受賞するなど、防災・減災対策として成果を上げています。

## (2) 県への提言

全国的に局地的な集中豪雨や台風の大規模化などが深刻化する中、今年度は、平成30年7月西日本豪雨や北海道胆振東部地震などの大規模な自然災害が発生しました。

本県においても、硫黄山の噴火や台風第24号による災害が発生し、災害を契機に様々な対策が講じられてきたところですが、南海トラフ巨大地震のみならず大規模自然災害に対する防災・減災対策を推進することは重要です。

平成30年7月西日本豪雨を契機に、県では、農業用ため池の緊急点検を実施しましたが、農業用として利用実態のないため池が31か所確認され、今後、管理の不徹底により、豪雨や地震で堤体が決壊するおそれがあるため、池そのものの廃止を検討していく方向です。

このことについて、委員から、「こういうため池は、管理ができず、いろいろな災害が起きているということで放置するわけにはいかない。例えば、それを駐車場に利用するとか、地域の財産として活用していただきたい。」との意見がありました。

県当局には、利用実態のないため池については、今後も引き続き、関係市町や管理者と連携しながら、廃止の検討を速やかに進めていただくよう要望します。

また、平成30年9月末から本県に相次いで襲来した台風第24、25号については、農林水産業における被害が約120億円、公共土木施設の被害が約96億円と、過去10年間で最大規模の被害が発生しました。林業においては、山腹崩壊や風倒木等の被害が数多く発生し、森林の多い本県において、山地災害対策の徹底を図ることは重要です。

前述のとおり、伐採跡地において残材の処理など不適正な例もあったため、県では、台風等が来た場合に災害のおそれがある箇所をリストアップし、必要な場所は早期に是正措置をとるよう指導を行っています。

このことについて、委員から、「林地残材を出さないためにはどうすればいいのか、もう少し踏み込んだ対応をお願いしたい。」との意見がありました。

県当局には、残材処理の不徹底により、豪雨時に残材が流出し、被害が拡大することがないように、市町村と連携した現地調査の実施、伐採事業者に対する伐採マニュアルによる指導の徹底に努めるよう要望します。

また、平成30年6月の大阪府北部地震でのブロック塀崩壊の事故を受け、県では、学校敷地内に設置されている全てのブロック塀の安全点検を実施しました。

委員から、「阪神淡路大震災では無筋の塀が倒れて、その時に無配筋の塀はやり直さないと言われていたが、実行されていなかった。」「ブロック塀の安全を宣言するのであれば、繰り返さないような信頼度の高い調査をやって、基準に基づいて可否を出し、否だったものは、抜本的に対策を練らないといけない。」との意見が出されました。



県当局には、ブロック塀の安全宣言をするに当たって、信頼度の高い調査を行った上で対策を講じるなど、万全を期すよう要望します。

### 3 防災・減災に関わる人材の育成について

#### (1) 防災・減災に携わる人材育成について

##### ① 消防団員

消防団は、平成25年に制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」において、地域の防災力の要として位置づけられています。

消防団は、消火活動をはじめ、住民の避難誘導、救助活動、水門等の閉鎖、避難所の運営支援など、消防本部と連携し、様々な活動を行っています。

平成29年4月1日現在、県内の消防団数は26団、団員数は14,688名、消防車両数は930台、小型動力ポンプ数は284台です。

県では、団員の確保対策として、消防団の活動を広く知ってもらうため、消防団広報紙「DAN!!」の発行やテレビCM放映等の広報活動を実施するとともに、消防団の装備の充実、消防団の活動環境整備などを支援する事業を実施しています。

また、従業員の入団促進など、消防団活動に協力的な企業を社会的に広く認知してもらうことで、協力企業のイメージアップを図る制度を15市町村で導入し、75事業所が認定されています。

団員の人材育成について、県では、団員を対象とした消防学校における教育や、消防本部による消防団員への訓練を実施しています。また、消防団員の消防操作技術の錬成及び士気の高揚を図るため、宮崎県消防操法大会が2年に1度実施されています。

##### ② 防災士

本県における防災士数は、平成30年4月末現在、4,196人で年々増加しており、人口10万人当たりでは385.3人で、その割合は全国5位の状況です。

県では、平成20年度から、特定非営利活動法人日本防災士機構から防災士養成研修機関としての認証を受けて、防災士の養成を実施するとともに、防災士が地域のリーダーとして活躍できるよう、特定非営利活動法人宮崎県防災士ネットワークと連携し、資格取得者へのフォローアップのため、知識や技能の向上を図る研修等を実施しています。

また、防災士は、それぞれの地域で防災知識の普及啓発活動に取り組んでいるほか、防災士ネットワークでは、宮崎県防災の日（5月第4日曜日）に県が実施している「防災の日フェア」への参加や、県からの委託を受けて、防災士を地域の防災訓練や研修会に派遣する防災士出前講座により、県民の防災に関する知識や技能の普及・啓発に取り組んでいます。

平成29年度は出前講座を124回実施し、1万367人が受講したとのことです。

### ③ 自主防災組織

本県における自主防災組織数は、平成29年4月1日現在で2,347組織、活動カバー率は83.9%となっており、全国平均の82.7%を上回っています。

災害時に「共助」の中心となる自主防災組織の充実を図ることは、地域の防災力の向上を図る上で大変重要です。県では、自主防災組織の構成員や、自主防災組織を担当する市町村職員等を対象とした研修を実施しています。また、自主防災組織の活動の充実を図るため、市町村と連携し、非常用発電機や投光器等の資機材整備を支援しています。

## (2) 防災・減災に対する住民意識について

県では、県民の防災意識や備えの意識がどの程度進んでいるか調べるため、県内の沿岸10市町の津波浸水想定区域内及び隣接する地域に居住する県民を対象に、「津波避難等に関する県民意識調査」を実施しました。調査項目は、「南海トラフの地震について」、「地震・津波への意識と避難について」、「県や市町村に求める地震・津波防災対策等について」、「住宅の耐震化」の4項目です。

調査結果によると、南海トラフ地震の関心度について、回答者の90.1%が関心を示しています。今後、南海トラフ地震が起こる可能性をどう考えているかについては、回答者の76.8%が「10年以内に南海トラフ地震が起きる可能性がある」と考えているようです。

また、深夜、就寝中に大地震に遭遇した際の避難について、「避難する」と回答した人の割合は48.7%、一方、「避難しない」と回答した人の割合は19.7%となっています。

「避難しない」と回答した理由を年齢別に見ると、「自宅の方が避難所よりも安全だから」が全ての年齢層において最も高くなっています。

「新・宮崎県地震減災計画」の減災目標では、早期避難率を20%から70%へ高めると設定していますが、調査結果から、現状の早期避難率は37.9%と推測されるとのことです。

当委員会としては、今回の調査を踏まえた上で、現状をしっかりと把握・分析し、本県の防災・減災対策に生かしていただきたいと考えます。

## (3) 防災意識を高める取組について

### ① 県内の取組

#### ア 防災教育

県では、防災意識を身につけさせるため、地震・津波、火山噴火、風水害の被害が予想される地域の学校を学校安全教育推進校に指定し、防災教育を実施しています。

平成30年度は、串間市をモデル地域とし、福島高校と串間中学校を推進校に指定しており、福島高校では、都城駐屯地から自衛隊を招き、講話や倒壊家屋救助演習見学等が実施されました。

県では、平成26年度から、各学校の代表生徒と安全教育担当職員を対象に、高校生防災リーダー養成研修を実施しています。今年度は、防災アドバイザーを講師に迎え、「高校生としてできること」と題した講演や、避難所運営についての演習が行われ、参加した生

徒のほぼ全員が、「防災意識を高めることができた」と回答しています。

また、各学校における防災教育の充実を図るため、全ての県立学校に防災士資格を持つ教員が配置されており、定期異動等で防災士が不在となった学校については、資格取得に必要な経費を負担し、防災士の養成を図っています。

## イ 普及啓発

県では、県民への防災知識の普及等を図るため、年間を通じて啓発イベント等を実施しています。主な取組として、災害への備えキャンペーンでは、防災週間（8/30～9/5）にあわせて、「耐震化」、「早期避難」、「備蓄」等について、テレビ・ラジオCM、イベント等を通じて啓発を実施しています。

県民一斉防災行動訓練「みやざきシェイクアウト」は、津波防災の日（11/5）の前後に、国の緊急地震速報訓練にあわせて、安全確保行動を1分間行う訓練で、参加者数・参加団体数は増加傾向にあり、平成29年度は参加者75,029人、参加団体数402団体となっています。

## ② 県外の取組

### ア 三重県の取組

三重県では、「防災の日常化」をキーワードとして、防災・減災対策に取り組んでいます。防災の日常化とは、防災が特別なものではなく、日常生活の中に当たり前のように溶け込んで、日々の生活の中で災害対応力が養われている状態のことです。

先進的な取組として、三重県では、「みえの防災大賞」に取り組んでいます。この取組は、自主的に防災活動に取り組んでいる団体等を表彰するもので、受賞した取組の中には、備蓄食材で作れる「缶乾レシピ」や、100円で揃える防災グッズなどの取組があり、防災を日常に積極的に取り入れる三重県独自の取組となっています。

## （４）県への提言

今年度、県が初めて実施した「津波避難等に関する県民意識調査（以下「意識調査」という。）」によると、早期避難率は37.9%と推測されており、津波避難に対する県民の意識は高いとは言えず、南海トラフ地震・津波に対する知識の普及や防災意識の向上が求められます。

委員から、「啓発の仕方をもう少し工夫する必要がある。県民に身近な問題として考えてもらうような仕掛けをつくる必要がある。」との意見がありました。

前述のとおり、調査で伺った三重県は、「みえの防災大賞」に取り組んでいます。大賞を受賞した取組の中には、「女性中心の避難所運営」を合言葉に、女性セミナーや避難所運営訓練を実施した取組があり、これらの取組を県民に周知し、「防災の日常化」をキーワードに、防災意識の更なる向上に繋げています。

県当局には、先進的な防災の取組を実施している自主防災組織を紹介するなど、県民が防災を身近な問題として考えてもらうような啓発・広報の取組を検討し、県民の防災意識

の向上に積極的に取り組むよう要望します。

災害が発生した際、その被害を最小限に食い止めるには、「自助」、「共助」、「公助」の全てが重要となりますが、高齢者や障がい者など、防災上の配慮を必要とする要配慮者は、「自助」による避難には制限があり、そのため、三助の中でも「共助」の取組は重要です。意識調査では、災害が起こったときにとるべき対応の考えについて、「共助に重点を置くべき」と回答した割合は12.9%で、内閣府調査結果と比較すると、全国平均よりも低く、「共助」に対する意識が低いことが考えられます。地域のつながりを強化する施策の展開が必要であり、また、地域に密着した人材が活躍することが望まれます。

調査先から、「共助の中心となるのは、自主防災組織と消防団であり、そこが活性化しないと共助が進まない。」との意見がありました。本県の自主防災組織カバー率は83.9%と全国平均を上回っていますが、自主防災組織の活動には組織間で差があり、自主防災組織の活動促進は、自治体共通の課題であると考えます。

また、調査先から、「消防団は訓練や救助が得意で、自主防災組織は自治会と一体となり、要援護者がどこにいるかを把握している。それぞれの特徴を生かせるような形で連携できないか考えている。」との意見もありましたが、地域の防災力を強化するためには、自主防災組織と消防団の連携を推進することも重要です。

県当局には、引き続き、自主防災組織の活動促進に取り組むとともに、「共助」の要となる自主防災組織と消防団の連携を推進することを要望します。

### Ⅲ 結 び

以上、当委員会の1年間の調査内容及び活動について総括して御報告申し上げます。

まず、南海トラフ巨大地震については、県における防災・減災対策をはじめ、自治体や県内企業、病院や学校等における取組を調査しました。各自治体においては、ハード・ソフトの両面から様々な防災・減災対策を講じていますが、避難所の確保や住宅の耐震化、自主防災組織の活動促進、情報伝達の多重化、要配慮者への支援など、取り組むべき課題が山積していると考えます。

県が実施した意識調査によると、県・市町村に求める地震・津波防災対策として、ソフト対策である「避難勧告や避難指示等の迅速な決定と的確な伝達方法の確立」についての回答の割合が最も高くなっています。

前述のとおり、宮崎市では、宮崎サンシャインエフエムと連携し、災害発生時にはラジオ放送に緊急に割り込み、防災行政無線屋外スピーカーの内容を放送することとしています。近年、人口減少や情報化により、ライフスタイルが多様化しており、情報伝達手段の多重化に取り組むことが求められています。

県当局には、災害情報伝達の手段を工夫し、他機関との連携をより一層図ることにより、住

民の早期避難を後押しするような情報伝達の取組を推進するよう要望します。

大規模自然災害については、本県における水害・土砂災害、山地災害等への対策をはじめ、自治体や県内外企業における防災・減災対策を調査しました。

前述のとおり、大阪府北部地震や西日本豪雨を契機に、県ではブロック塀の安全点検や、農業用ため池の緊急点検等が実施され、早期に是正措置等が行われたところですが、新たな災害を発生させないためにも、速やかに抜本的な対策が講じられる必要があります。

県当局には、万全の対策を講じるとともに、災害から得た経験や教訓を次の施策にしっかり生かしていただくよう要望します。

防災・減災に関わる人材の育成については、消防団員や自主防災組織など、防災・減災対策において「共助」の役割を主に担う人材育成の取組を調査するとともに、防災教育や普及啓発など、県民の防災意識を高める取組について調査を行いました。

県が実施した意識調査結果からも分かるように、県民の防災意識は、決して高いものとは言えず、防災意識の向上は県全体の課題であり、防災教育や、防災訓練といった、県民が少しでも防災意識を持ってもらうための取組を推進することが肝要であると考えます。

また、調査先から、「今、一番懸念しているのは、忘れるという意味の忘災が一番怖いと思っている。」との意見がありました。今回の意識調査では、防災意識について、県民にメッセージを投げかけた側面もあり、大変意義深い調査であったと考えます。

県当局には、意識調査の定期的な実施について検討するよう要望します。

当委員会での調査活動を通じて、災害後の速やかな復興に繋げるための「津波災害復興計画」を事前に策定することや、各組織のBCPが実効性を維持するための事前調整の必要性を検討することなど、本県が取り組むべき課題に直面したところです。

冒頭にありましたように、宮崎県議会では、平成23年度に「防災対策特別委員会」、平成25年度に「大規模災害・防災対策特別委員会」を設置し、防災拠点施設の整備や、防災に関する県民意識調査の実施、津波避難計画の作成などについて、県当局に対し提言を行ってきたところです。これらの提言を踏まえ、県当局において、防災拠点庁舎の建設や防災意識調査の実施、津波避難計画の策定など、様々な取組が実施されており、県議会と県当局は、一体となって防災・減災対策を推進してきました。

県では、平成31年度の当初予算の重点施策の柱の一つとして、「安全・安心な暮らしの確保」を掲げておりますが、防災・減災対策は喫緊の課題であり、県議会としても、今後の県の取組を注視していく必要があると考えています。

防災拠点庁舎の建設が進み、津波避難タワーの設置によって津波避難困難地域が解消していくなど、防災・減災対策が見える形で前進している一方で、県が実施した意識調査では、県民の防災意識が決して高くはないことが分かりました。また、自治体共通の課題である自主防災組織の活動促進など、ソフト面においては、より一層有効な対策が求められています。特に、県民の防災意識などについては危機感を持ちながら、安全・安心な本県の地域づくりを進めていただくことを強く要望して、当委員会の報告といたします。